

法 学 号 外
平成 28 年 9 月 14 日

各 私 立 学 校 長 様
(小・中・高・特)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令の
施行に伴う入学金等の納付手続きの取扱い等について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

28受文科総第1342号
平成28年9月9日

各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
各都道府県知事殿
各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会

文部科学省大臣官房総務課長

串田 俊

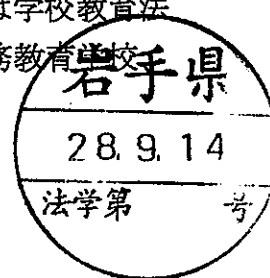


(印影印刷)

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する
命令の施行に伴う入学金等の納付手続きの取扱い等について（通知）

このたび、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」（平成27年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第3号）（以下「本命令」という。）（別添1）が、平成27年9月18日に公布され、平成28年10月1日から施行されることとなり、当方宛てに平成28年9月7日付け金総第7053号金融庁総務企画局企画課長通知（別添2）があったところです。

現在、入学金等の納付手続きの際の金融機関での取扱いについては、10万円を越える入学金等を現金で振り込む際には、金融機関等の窓口にて本人確認書類を提示した上で振込みを行うことが必要であり、これについては、文部科学省から、平成18年11月1日付け18文科総第148号文部科学省大臣官房総務課長通知（別添3）にて、関係学校（国立大学（附属学校含む。）、公立大学、私立大学、国立及び私立の高等専門学校、都道府県知事所管の私立の学校、専修学校及び各種学校）の入学志望者や保護者等に対して周知をお願いしたところですが、今般、本命令の施行により、平成28年10月1日以降は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校



高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校に対する入学金、授業料その他これらに類するもの（施設設備費、実験実習費、図書費、学生互助会等の各種諸会費、各種保険料、寄付金及び協賛金等、その費目にかかわらず入学金又は授業料と同時に支払われるもの）の振込みについては、その額が10万円を越える場合であっても、金融機関等の窓口での本人確認書類の提示が不要となることとなりました（幼稚園並びに専修学校及び各種学校に係る入学金等については、引き続き、金融機関等の窓口での本人確認書類の提示が必要となります。）（別添4）。

つきましては、関係する各大学の学長及び高等専門学校の校長にあつては、学生及び附属学校に対し、本命令の内容を適宜周知いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県知事にあつては、所轄の各私立の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）に対し、本命令の内容を適宜周知いただきますようお願いいたします。

さらに、各都道府県・指定都市教育委員会にあつては、各高等学校等の進路指導において、生徒や保護者に対し、本命令について適宜情報提供するとともに、域内の各市区町村教育委員会等に本命令の内容を適宜周知いただきますようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省大臣官房総務課法令審議室

担当：長島

TEL：5253-4111（内線2175）

FAX：6734-3590

法改正に伴う主務省令の改正

(1) 疑わしい取引の届出に関する判断の方法
法第8条第2項 疑わしい取引の判断は、主務省令で定める項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める方法により行う。

新規則26条(主務省令で定める項目)
→ 「一般的な取引の様相との比較」、「当該顧客との過去の取引との比較」、「取引時確認との整合性」を規定

新規則27条(主務省令で定める方法)
①一見取引 : 上記の項目に従って疑わしい点があるか確認
②継続取引 : ①+確認記録・取引記録の精査
③高リスク取引: ①or②+必要な調査+統括管理者の承認 を規定

(2) コルレス契約締結の際の確認義務
法第9条 外国銀行とコルレス契約を締結する際に、相手方が主務省令で定める基準に適合する体制を整備していること等を主務省令で定める方法により確認する。

(3) 特定事業者の体制整備等の努力義務
法第11条 犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとして主務省令で定める措置を特定事業者は講ずるよう努めなければならない。

新規則32条(取引時確認等を的確に行うための措置)
◆特定事業者によるリスク評価
◆保存している確認記録・取引記録等の継続的精査、必要な情報収集
◆リスクの高い取引を行う際の統括管理者の承認
◆必要な能力を有する職員の採用
◆取引時確認等に係る監査の実施
等を規定

その他の主務省令の改正

(1) 個人番号カードを本人確認書類に位置付け(平成28年1月施行)
※ 通知カードは本人確認書類等から除外
(2) 公的個人認証法の改正に伴う本人特定事項の確認方法の整理(平成28年1月施行)

FAIT報告に対するための取引時確認の改正

政令

(1) 顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引に対する取引時確認の実施

新令7条・9条(金融機関等・司法書士等の特定取引)
→ マネー・ローンダリングの疑いがあると思われる取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引を特定取引とする旨を規定

(2) 数層以下に分割された取引に対する取引時確認の実施
新令7条・9条(金融機関等・司法書士等の特定取引)
→ 数層以下の取引であっても、1回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割したものであることが一見して明らかであるものは、一の特定取引とみなす旨を規定

(3) 外国PEPsとの取引の厳格な取引時確認の実施
新令12条(厳格な顧客管理を要する取引)
→ 外国PEPs(重要な公的地位にある者(例:外国の元首その他主務省令で定める者、当該地位にあった者及びその家族並びに実質的支配者がこれらの者である者)との特定取引を厳格な取引時確認の対象に追加

主務省令

(1) 顔写真のない本人確認書類に係る本人確認方法
新規則6条・7条(本人特定事項の確認方法・本人確認書類)
→ 顔写真のない本人確認書類を用いる場合、提示に加え関係書類の自宅への送付等を行うなど追加的措置を要する旨を規定

(2) 取引時に確認する「実質的支配者」の確認
新規則11条(実質的支配者の確認方法)
→ 法人の「実質的支配者」について、議決権その他の手段により当該法人を支配する自然人まで遡って確認すべき旨を規定

(3) 取引担当者の代理権等の確認方法
新規則12条(代表者等の本人特定事項の確認方法)
→ 法人の取引担当者が正当な取引権限を持っていることを確認する方法から、社員証を有していることを削除、役員としての登記は代表権を有する場合に限定

(3) 公共料金を現金納付する際の取引時確認の簡素化(犯罪収益移転危険度調査書関連)
新規則4条(簡素な顧客管理を行うことが許容される取引)
公共料金、入学金等の支払について取引時確認等を不要とする旨を規定

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令新旧対照条文 ※関連部分抜粋

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（信託の受益者から除かれる者に係る契約）</p> <p>第三条 令第五条に規定する主務省令で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（第十八条第二号において「存続厚生年金基金」という。）が締結する平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号。以下この号において「改正前厚生年金保険法」という。）第三百三十条の二第一項及び第二項（平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその</p>	<p>（信託の受益者から除かれる者に係る契約）</p> <p>第三条 令第五条に規定する主務省令で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（第十五条第二号において「存続厚生年金基金」という。）が締結する平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号。以下この号において「改正前厚生年金保険法」という。）第三百三十条の二第一項及び第二項（平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその</p>

号及び第五号へ並びに第二項に規定する信託の契約並びに年金積立金管理運用独立行政法人が締結する年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第三号に規定する信託の契約

（簡素な顧客管理を行うことが許容される取引）

第四条 令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。

一・二 （略）

三 令第七条第一項第一号トに掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの

イ （略）

ロ 適格退職年金契約、団体扱い保険（保険契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を保険料とするものをいう。第十八条第八号において同じ。）若しくは保険業法施行規則第八十三条第一号イからホまで若しくは同号リからヲまでに掲げる保険契約又はこれらに相当する共済に係る契約

四〇六 （略）

七 令第七条第一項第一号タに掲げる取引のうち、次に掲げるもの

イ・ロ （略）

ハ 電気、ガス又は水道水の料金（電気事業法（昭和三十九年法律

号及び第五号へ並びに第二項に規定する信託の契約並びに年金積立金管理運用独立行政法人が締結する年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第三号に規定する信託の契約

（犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引）

第四条 令第七条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げる取引とする。

一・二 （略）

三 令第七条第一項第一号トに掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの

イ （略）

ロ 適格退職年金契約、団体扱い保険（保険契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を保険料とするものをいう。第十五条第八号において同じ。）若しくは保険業法施行規則第八十三条第一号イからホまで若しくは同号リからヲまでに掲げる保険契約又はこれらに相当する共済に係る契約

四〇六 （略）

七 令第七条第一項第一号タに掲げる取引のうち、次に掲げるもの

イ・ロ （略）

（新設）

第七十号) 第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者若しくは同項第九号に規定する一般送配電事業者、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第二条第二項に規定する一般ガス事業者、同条第四項に規定する簡易ガス事業者、同条第六項に規定するガス導管事業者若しくは同条第九項に規定する大口ガス事業者、水道法(昭和三十三年法律第七十七号) 第三条第五項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号) 第二条第五項に規定する工業用水道事業者に対し支払われるものに限る。)の支払に係るもの

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校に対する入学金、授業料その他これらに類するものの支払に係るもの

ホ・ヘ) (略)

八十三 (略)

2) 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額(第三号に掲げる取引にあつては、賃貸人が賃貸を受ける者から一回に受け取る賃貸料の額)を減少させるために一の当該各号に掲げる取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものであるときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、前項の規定を適用する。

(新設)

ハ・ニ) (略)

八十三 (略)

(新設)

一 現金の受払いをする取引で為替取引又は令第七条第一項第一号タに規定する自己宛小切手の振出しを伴うものうち、顧客等の預金又は貯金の受入れ又は払戻しのために行うもの

二 現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものであって、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又はその代表者等の、特定金融機関の例に準じた取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの

三 令第七条第一項第二号に定める取引

3 令第九条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。

- 一 令第九条第一項に規定する特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のうち、任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）第二条第一号に規定する任意後見契約の締結
- 二 前号に規定する特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のうち、第一項第十三号イ又はロに掲げる取引

（顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引）

第五条 令第七条第一項及び第九条第一項に規定する顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。

一 令第七条第一項に規定する疑わしい取引（第十三条第一項及び第

2 令第九条に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げる取引とする。

- 一 令第九条に規定する特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のうち、任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）第二条第一号に規定する任意後見契約の締結
- 二 前号に規定する特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のうち、前項第十三号イ又はロに掲げる取引

（新設）

金総第 7053 号

平成 28 年 9 月 7 日

文部科学省大臣官房

総務課長 串田 俊巳 殿

金融庁総務企画局企画課長 佐藤 則夫 (公印省略)

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」(平成 27 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 3 号)の施行に向けた協力の要請について

平成 18 年 9 月の「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令」等の改正(平成 19 年 1 月施行)により、10 万円を超える現金での振込みについては、金融機関の窓口にて本人確認書類を提示したうえで振込みを行うことが必要となりました。その際、入学金等の振込みに係る金融機関の窓口等での混乱を防止するため、平成 18 年 10 月 23 日付金総第 2236 号当庁総務企画局企画課長の協力要請(別添)により、貴省から関係学校(国立大学、公立大学法人の設置する大学、私立大学、国立高等専門学校、私立高等専門学校、都道府県知事所轄の私立学校・専修学校・各種学校)に対し、「10 万円を超える入学金等を現金で振り込む際には本人確認書類が必要となる」旨の周知への協力を要請していたところです。

今般、標記命令(平成 27 年 9 月 18 日公布、本年 10 月 1 日施行)の施行により、以降は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校(以下「大学等」という。)に対する入学金、授業料その他これらに類するもの(施設設備費、実験実習費、図書費、学生互助会等の各種諸会費、各種保険料、寄付金及び協賛金等、その費目にかかわらず、入学金、授業料と同時に支払われるもの)の支払に係る現金での振込みについては、その額が 10 万円を超える場合であっても、金融機関の窓口での本人確認書類の提示が不要となります。

つきましては、貴省におかれまして、標記命令の施行に伴う金融機関の窓口での本人確認方法の変更に係る大学等への周知に関し、ご協力をお願いいたします。

なお、本要請の内容については、標記命令の主管である警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課とも協議済みです。

金総第 2236 号
平成 18 年 10 月 23 日

文部科学省大臣官房
総務課長 前川 喜平 殿

金融庁総務企画局企画課長 桑原 茂裕

「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成 18 年政令第 312 号) 及び「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」(平成 18 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 4 号) の施行に向けた協力の要請について

マネー・ローンダリング、テロ資金対策を目的とした国際的な要請を受けて、標記政令及び命令が先般(9月22日)公布され、来年1月4日から施行されることとなりました。

この改正により、来年1月4日以降は、10万円を超える現金での振込みについては、金融機関等の窓口にて本人確認書類を提示したうえで振込みを行うことが必要となります(ATMでは10万円を超える現金の振込みができなくなります)。

本改正の施行直後に入学シーズンを迎えることとなりますが、入学金等の振込みについては、10万円を超える現金での振込みを行うケースが多数生じるものと予想されます。こうした入学金等の振込みに係る金融機関等の窓口等での混乱を防止するためには、「入学金等を現金で振り込む際には本人確認書類が必要となる」旨を周知しておくことが重要です。

つきましては、貴省におかれまして、関係学校(国立大学、公立大学法人の設置する大学、私立大学、国立高等専門学校、私立高等専門学校、都道府県知事所轄の私立学校・専修学校・各種学校)への周知等に関し、ご協力いただきますようお願いいたします。

また、本改正の経済社会的な重要性に鑑みて、仮に本件を理由とした振込遅延が発生した場合にも、合格者の負担等に配慮して納付期限を取り扱うなど、各学校において弾力的な対応をとっていただけるよう併せて協力を要請していただくようお願いいたします。

本人確認にご協力ください!

平成19年1月4日以降、10万円を超える振込みは、次のような取扱いになります。ご協力をお願いいたします。

● 現金で振込みを行う場合

窓口にて、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類を提示のうえ、お振込み下さい。

ATMでは10万円を超える現金の振込みができません。

● 預貯金口座を通じて振込みを行う場合

ATM・窓口のいずれにおいても、従来と同様のやり方でお振込みいただけます。

※ただし、口座開設時に本人確認手続きが済んでいない場合には、本人確認書類の提示がないと振込みができないことがあります。

マネー・ローンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて、平成19年1月4日以降、10万円を超える現金の振込みなどを行う際に、本人確認書類の提示が、本人確認法^(*)により求められることとなります。

* 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律
詳しくは、金融庁ホームページをご覧ください。 <http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>

● 本人確認に必要となる書類
個人の場合：運転免許証、健康保険証、国民年金手帳、旅券（パスポート）、母子健康手帳、身体障害者手帳、外国人登録証明書など
法人の場合：登記事項証明書など

現 行	平成19年1月4日以降
<ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金口座の開設 ・ 200万円を超える大口現金取引 ・ 金銭の貸借 ・ 有価証券の売買 ・ 保険契約 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>10万円を超える現金の振込みなどを新たに追加</p>

金融庁/警察庁/総務省/法務省/財務省/厚生労働省/農林水産省/経済産業省/国土交通省

受験生・保護者の皆様へ

入学金・授業料などの振込みにあたって

入学金・授業料などを金融機関で振込む際には、本人確認書類をご用意ください！
(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)

- 平成19年1月4日から、本人確認手続に関する法令の改正*により、金融機関において10万円を超える現金**の振込みを行う場合には、本人確認書類の提示が必要となります (ATMでは、10万円を超える現金の振込みができません)。
- 10万円を超える入学金・授業料などの現金振込みの際には、指定の振込用紙とともに、振込みの手続を行う方の本人確認書類 (運転免許証、健康保険証、パスポートなど) をご用意のうえ、金融機関の窓口をご利用ください。

* マネー・ロンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて行われたものです。

** 現金ではなく預貯金口座を通じて振込みを行う場合は、ATM・窓口のいずれにおいても、これまでと同様の手続・方法で振込むことができます。(口座開設の際に本人確認の手続が済んでいない場合には、窓口で本人確認書類の提示が必要となることがあります。)

- 本人確認書類の提示がない場合には、金融機関では、10万円を超える現金による入学金・授業料などの振込みができません。
- 保護者の方などが、振込名義人(受験生・入学者など)に代わって振込みの手続を行う場合には、金融機関では、振込みの目的(入学金・授業料などであること)をお尋ねすることがあります。
- 詳しくは、振込みを依頼する金融機関にお問い合わせください。
金融庁ホームページ
<http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>
文部科学省ホームページ
<http://www.mext.go.jp/>



〇〇〇 (学校名)



18文科総第148号
平成18年11月1日

各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会

文部科学省大臣官房総務課長

前川 喜平

(印影印刷)

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う入学金等の納付手続きの取扱い等について（通知）

このたび、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成18年政令第312号）等が平成18年9月22日に公布され、平成19年1月4日から施行されることとなり、当方宛てに、平成18年10月23日付け金総第2236号金融庁総務企画局企画課長通知（別添1）があったところです。

この改正に伴って、入学金等の納付手続きの際の金融機関での取扱いが下記のとおり大きく変更され、10万円を超える入学金等を現金で振込む際に本人確認書類を提示することが必要となり、本改正に関する周知が不十分な場合、学生生徒納付金の取扱い事務に混乱を生じることが予想されます。こうした事態を未然に防止するため、文部科学省としては、関係学校（国立大学（附属学校を含む。）、公立大学、私立大学、国立及び私立の高等専門学校、都道府県知事所管の私立の学校、専修学校及び各種学校）の入学志願者や保護者等に対し、本改正について周知することが重要であると考えます。

関係する各大学長及び高等専門学校長にあつては、下記の事項を十分に御了知の上、学生への周知及び学生の入学の手続き等の事務処理に当たって、遺漏のないよう格別の配慮をお願いするとともに、附属学校等に対してこの趣旨及び内容を周知するよう併せてお願いいたします。

また、各都道府県知事にあつては、所轄の各私立の学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園）、専修学校及び各種学校に対し、同様の趣旨及び内容を周知するようお願いいたします。

さらに、各都道府県・指定都市教育委員会にあつては、各高等学校等の進路指導において、生徒や保護者に対して本改正に関する情報を適切に提供するよう努めるとともに、域内の各市区町村教育委員会等に同様の趣旨及び内容を周知するようお願いいたします。

記

第1 「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成18年政令第312号）等の改正について

(1) 改正の趣旨

マネー・ローンダリング及びテロ資金対策を目的とした国際的な要請（FATF（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための政府間機関）策定の「テロ資金供与に関する特別勧告」）を踏まえ、金融機関を通じて不正な資金の移動が行われることを防止するとともに、不正な資金の移動を事後的に追跡できる体制とするため、金融機関が行う現金の送金等について、送金人の本人確認等を強化するもの。

(2) 主な改正の概要

現在、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（本人確認法）及び関係法令では、金融機関に対し、預貯金口座の開設や200万円を超える大口の現金の取引等を行う場合に、顧客の本人確認を義務付けているが、今回の改正により、平成19年1月4日からは、10万円を超える現金での振込み等について、金融機関に顧客の本人確認の義務が課される。詳しくは、金融庁ホームページ（<http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>）を参照。

○ 金融機関において本人確認が求められる場面

現 行	平成19年1月4日以降
口座の開設	現行に加え
<u>200万円超の大口現金取引</u>	<u>10万円超の現金での振込み等</u>
金銭の貸借	
有価証券の売買 等	

第2 本改正に伴う学校への影響について

(1) 10万円を超える入学金等の現金での振込みの取扱い

平成19年1月4日以降、10万円を超える入学金その他の学生生徒納付金について、金融機関の窓口で現金を持ち込んで振込みを行おうとする場合、振込みの手続きを行う者（振込名義人に代わって保護者等が行う場合にあつては、当該保護者等）の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等）を提示しなければならない（ATMでは、10万円を超える現金の振込みができない）。

なお、現金ではなく、口座開設時に本人確認が済んでいる預貯金口座を通じて振込みを行う場合には、ATMと窓口のいずれにおいても本人確認が不要である。

本改正に関する一般向けのポスター（金融庁作成）は、別添2を参照。

(2) 上記(1)の対象学校

上記(1)に関し、入学金等の現金での振込みに際して本人確認を要する対象となる学校は、次のとおりである（国及び地方公共団体への金品の納付は本人確認義務の対象

とならないため、都道府県及び市町村の設置する高等学校等は除外される。)

イ 国立学校

国立大学法人の設置する国立大学(附属学校を含む。)、独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する国立高等専門学校

ロ 文部科学大臣の所轄の学校

公立大学法人の設置する大学、私立大学、私立高等専門学校

ハ 都道府県知事の所轄の学校

私立の学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園)、専修学校、各種学校

第3 事務処理上の留意事項について

(1) 入学志願者及び保護者等への周知

上記第2(2)の関係学校においては、以下の点を参考にしつつ、入学志願者及び保護者等への本改正に関する周知に係る措置を適切に講じるよう努めること。

イ 今後公表する募集要項や入学に要する諸手続きを記載する書類中に、入学金等について、「金融機関の窓口で10万円を超える現金での振込みを行う場合、振込みを行う者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポート等)を提示しなければならない」旨を分かりやすく明記する。

ロ 合格通知その他入学手続き書類とともに、金融機関における10万円を超える現金での入学金等の納付手続きに当たって、本人確認書類を持参して提示しなければならない旨を周知する書類を入学志願者に交付する。周知文の例(金融庁作成)は、別添3を参照。

ハ 各学校の運営するホームページにおいて、入学者の選抜の方法、学力検査の日程その他の入学志願者に向けた情報とともに、本改正の概要や入学金等の振込みの際の注意点を掲載する。

ニ 各学校が実施する学力検査や面接等の試験場において、試験の終了後、監督者等から入学金等の振込みの際の注意点を伝える。

(2) その他

上記第2(2)の関係学校においては、以下のような取組みを検討することにより、学生生徒納付金の取扱事務に混乱を生じないように努めること。

イ 各学校に所属する教職員に対し、本改正の内容を十分に周知し、関係者が一体となって適切な対応をとることができる体制を整える。

ロ 仮に本改正の不知を理由とした振込みの遅延が発生した場合には、合格者の負担等に配慮して納付期限を取扱う等、弾力的な対応について検討する。

<本件連絡先>

文部科学省大臣官房総務課法令審議室

担当 相原・菅野

TEL: 5253-4111 (内線2175)

FAX: 6734-3590

入学金・授業料等の振込時の
本人確認手続が簡素化されます

平成28年10月1日から、本人確認手続に関する法令の改正*により、金融機関の店頭において、大学等の入学金・授業料等**を現金で振り込む際、10万円を超える場合であっても、本人確認書類の提示が不要となります。

* 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成27年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第3号）

詳しい改正内容は、警察庁（JAFIC）ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/hotop.htm>

** 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校に対する入学金、授業料その他これらに類するもの（施設設備費、実験実習費、図書費、学生互助会等の各種諸会費、各種保険料、寄付金及び協賛金等、その費目にかかわらず、入学金、授業料と同時に支払われるもの）が対象となります。